

ひとり親家庭のしおり

【令和8年4月版】

< もくじ >

- **お金のこと**
 - － 手当・医療・貸付 …… P1
 - － 年金・税金 …… P2
- **くらし・すまいのこと** …… P2
- **子育て・教育のこと**
 - － 預かり先 …… P3、4
 - － 教育費・学習支援 …… P4
- **養育費・親子交流のこと** …… P5
- **しごとのこと** …… P6
- **相談窓口のこと** …… P7

このしおりは、ひとり親家庭以外の方も利用できる制度も掲載しています。

詳しくは各制度の担当部課にお問い合わせください。

▼こちらもぜひご覧ください

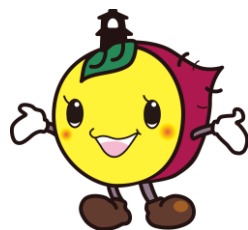
ひとり親の方への支援

市ホームページでも、ひとり親の方への各種支援・制度をまとめております。



ひとり親家庭のしおり（PDF版）

各制度の**事業名等をクリック**すると各ホームページに移動できます。



川越市マスコットキャラクター
ときも

川越市子ども未来部子ども家庭課
ひとり親支援担当 TEL：049-224-5821（直通）

手当・医療

児童扶養手当 ⇒こども家庭課ひとり親支援担当 (TEL : 049-224-5821)

離婚や未婚、死別などによって父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭や、児童を育てている父又は母に一定の障害がある家庭の父若しくは母又はそれに代わる養育者に支給されます。児童とは、18歳になる年の年度末（一定の障害がある児童は20歳未満）までです。ただし、支給には所得制限などがあります。

児童手当 ⇒こども政策課こども給付担当 (TEL : 049-224-6278)

高校生年代（18歳の年度末）までのこどもを養育している方に支給されます。

特別児童扶養手当 ⇒こども政策課こども給付担当 (TEL : 049-224-6278)

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満のこどもを養育している方に支給されます。ただし、所得による制限などがあります。

障害児福祉手当 ⇒障害者福祉課管理担当 (TEL : 049-224-5785)

20歳未満の在宅の重度障害児の方へ支給されます。ただし、所得による制限などがあります。

遺児手当 ⇒こども政策課こども給付担当 (TEL : 049-224-6278)

父母のいない（父母がこどもと別居し、扶養していない場合も含み、養護施設に入所している者を除く）15歳の年度末までのこどもの保護者に支給されます。

交通遺児援護金 ⇒埼玉県防犯・交通安全課 (TEL : 048-830-2955)

交通遺児（保護者が交通事故により死亡または重い障害を生じた児童）に対し、援護金を給付します。

こども医療費 ⇒こども政策課こども給付担当 (TEL : 049-224-6278)

高校生年代（18歳の年度末）までのこどもの医療費のうち、医療保険適用後の一部負担金を支給します。

ひとり親家庭等医療費 ⇒こども政策課こども給付担当 (TEL : 049-224-6278)

父母の離婚や死亡などによって、父又は母と生計が同一でない家庭や、父又は母に一定の障害がある家庭等で、高校生年代（18歳の年度末）までのこども（一定の障害があるこどもは20歳未満）とその養育者の医療費のうち、医療保険適用後の一部負担金を支給します。ただし、所得による制限などがあります。

貸付

母子父子寡婦福祉資金 ⇒こども家庭課ひとり親支援担当 (TEL : 049-224-5821)

ひとり親家庭の父母、又は寡婦の方及び児童に必要な資金をお貸しします。貸付には審査があります。※原則として2～3か月前から、事前相談（要予約）が必要です。

生活福祉資金 ⇒川越市社会福祉協議会総務課 (TEL : 049-225-5703)

低所得者世帯等の方が安定した生活を営めるよう貸付けを行います。詳細についてはお問い合わせください。

年金・税金

年金分割 ⇒ねんきんダイヤル(一般電話向けTEL : 0570-05-1165/IP電話向けTEL : 03-6700-1165)

●合意分割…離婚時、一定の条件に該当したときに、当事者の一方または双方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金を当事者間で分割することができる制度です。

●3号分割…離婚時、一定の条件に該当したときに、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の婚姻期間中の第3号被保険者期間における相手方の厚生年金を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

国民年金保険料免除 ⇒市民課国民年金担当 (TEL : 049-224-5764)

国民年金保険料の納付が難しい場合、前年の所得の審査により保険料が免除される場合があります。

遺族年金 ⇒国民年金…市民課国民年金担当 (TEL : 049-224-5764)

厚生年金…ねんきんダイヤル(一般電話向けTEL : 0570-05-1165/IP電話向けTEL : 03-6700-1165)

国民年金加入中や加入していた配偶者の死亡当時、その人に生計を維持されていた「18歳未満の子のある妻(夫)」または「子」に遺族基礎年金が支給されます。ただし、受給のための保険料納付要件があります。厚生年金に加入していた場合は、遺族厚生年金が支給されます。ただし、受給のための要件などがあります。

税負担の軽減(ひとり親控除等) ⇒市民税課市民税第一担当 (TEL : 049-224-5640)

ひとり親家庭の方は、申告などによって所得税や住民税負担の軽減を受けられる場合があります。

くらし・すまい

かわごえ友愛センター ⇒かわごえ友愛センター (TEL : 049-225-5768)

協会員(有償ボランティア)を派遣し、家事などの援助を行います。料金は以下の通りです。

8:00~19:00(年末・年始(1月1日~1月3日)を除く) 30分400円・1時間800円

JR通勤定期割引 ⇒こども家庭課ひとり親支援担当 (TEL : 049-224-5821)

児童扶養手当の受給者世帯(手当が全部支給停止中の方は除く)は、JRの通勤定期乗車券を3割引で購入できます。ただし、学割との併用はできません。

市営住宅 ⇒埼玉県住宅供給公社川越支所 (TEL : 049-227-6418)

入居を希望する方は、指定の期間に申込(抽選ないし入居登録)が必要です。

県営住宅 ⇒埼玉県住宅供給公社県営住宅課 (TEL : 048-829-2875)

入居を希望する方は、指定の月に申込(抽選)が必要です。

母子生活支援施設 ⇒こども家庭課こども相談担当 (TEL : 049-224-5821)

18歳未満のこどもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準ずる家庭の女性がこどもと利用できる入所施設です。入所者に対して、心身と生活面で相談・援助を進めながら、自立の支援をします。

預かり先

保育園等 ⇒ 保育課入所担当(TEL: 049-224-5827)

市内には、仕事・疾病などのため、家庭で乳幼児の保育ができない場合、保護者に代わって保育することを目的とした保育園(公立19園、私立37園)・認定こども園(10園)・小規模保育施設(21園)・事業所内保育施設(10園)があります。事前の申込が必要です。

乳幼児通園支援事業(こども誰でも通園制度) ⇒ 保育課入所担当(TEL: 049-224-5827)

この事業は、月一定時間(10時間上限)の利用可能枠の中で、保護者の就労要件等を問わずに時間単位で柔軟に利用することができます。

川越市保育ステーション ⇒ 保育課入所担当(TEL: 049-224-5827)

川越市保育ステーション(中原町2丁目1番地9子育て安心施設2階)では、朝夕の送迎保育のほか、日中は土日、休日も含め、乳幼児一時預かりを実施しています。

一時預かり(一時的保育) ⇒ 保育課入所担当(TEL: 049-224-5827)

保護者が就労・就学・職業訓練など、および疾病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭などで一時的に家庭での保育が困難なときに特定の保育園でお子さんを預かります。

学童保育室 ⇒ 教育財務課学童保育入室担当(TEL: 049-224-5107)

小学校に就学している児童のうち、保護者の労働等により、昼間保護者がいない家庭の児童の健全な育成を図るため、市立小学校内32か所に学童保育室があります。事前の申込が必要です。

子育て短期支援事業 ⇒ ひまわりルーム(TEL: 049-265-6801) ※3歳~小学校6年生まで

仕事や疾病などが理由でこどもの養育が一時的に難しい場合に施設でこどもを預かり、食事の提供などを行います。トワイライトステイ事業(17:00~21:30までの一時預かり)とショートステイ事業(宿泊を伴う預かり)の2種類があります。利用前に施設見学・利用登録・申請が必要です。

ファミリー・サポート・センター ⇒ 川越市ファミリー・サポート・センター
(TEL: 049-225-3828) ※生後3か月~小学校6年生まで

登録ボランティアがこどもの送り迎え、日中預かりなどを行います。料金は以下の通りです。

平日(7:00~19:00) 1時間700円 / 土日祝日・年末年始及び左記時間以外の平日 1時間800円

緊急サポートセンター ⇒ 緊急サポートセンター埼玉(TEL: 048-297-2903)
※0歳~小学校6年生まで

登録ボランティアが緊急の一時預かり、病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かりなどを行います。料金は以下の通りです。

8:00~20:00 1時間1,000円 / 20:00~翌8:00 1時間1,200円

宿泊を伴う場合 1泊(18:00~翌9:00) 10,000円

家庭訪問型子育て支援事業(ホームスタート) ⇒ ホームスタートかわごえ
(TEL: 080-9779-8181)

未就学児のいる家庭を対象に、先輩ママのボランティアがご自宅を訪問して、子育てをしているママをサポートします。詳細についてはお問い合わせください。

病児・病後児保育事業 ⇒こども育成課こども支援担当(TEL: 049-224-5724)
 ※生後2か月～小学校3年生まで

こどもが病気になったけれど仕事を休めない時など、医療機関や保育所併設の施設で、看護師・保育士等が病気又は病気回復期のお子さんを、一時的にお預かりします(予約制)。利用料や手続きなどの詳細については、市ホームページをご確認いただくか、実施施設にお問い合わせください。

施設名	利用日	利用時間	電話番号
育児サポートアイアイ(古谷上)	月～土曜日 (祝日、年末年始除く)	8:00～ 18:00	049-235-8926
みついきっすケア(連雀町)			080-1751-6554
おさるのゆりかご(砂新田)	049-265-8800		
ハートランドともいき(笠幡) ※病気回復期のみ	月・火・木・金・土曜日 (祝日、年末年始除く)	8:00～ 19:00	049-227-3811

上記施設の外、以下の認可外保育室においても事業を実施しております。詳しくは施設へ直接お問い合わせください。【ここしあ保育園(郭町) TEL: 049-298-5226】

*****教育費・学習支援*****

就学援助 ⇒教育財務課財務担当(TEL: 049-224-6083)または在籍する学校

経済的理由で小中学校への就学が困難な家庭に、学用品などの就学費用の一部を援助します。

修学支援制度(国公立高等学校) ⇒埼玉県教育局財務課(TEL: 048-830-6652または048-830-8855(修学支援制度コールセンター))または在籍する学校

埼玉県内の国公立高等学校に通う生徒に対し、入学料・授業料の支援や学用品費などの一部を給付する制度、奨学金を貸与する制度などがあります。

修学支援制度(私立高等学校) ⇒埼玉県総務部学事課(TEL: 048-830-2725)または在籍する学校

埼玉県内の私立高等学校に通う生徒に対し、入学料・授業料の支援や父母負担軽減、学用品費などの一部を給付する制度、奨学金を貸与する制度などがあります。

日本学生支援機構(奨学金) ⇒奨学金相談センター(TEL: 0570-666-301)または在籍する学校

大学、短期大学、専門学校などに入学または在学される方で、経済的理由などにより修学が困難な方に、学費を貸与・給付します。ただし、学力基準や家計基準があります。

日本政策金融公庫(国の教育ローン) ⇒教育ローンコールセンター(TEL: 0570-008656または03-5321-8656)

高校、大学、専修学校などに入学又は在学される方の保護者に対して、入学費用や在学費用などを融資します。日本学生支援機構の奨学金との併用が可能です。ただし、所得制限などがあります。

交通遺児奨学金 ⇒防犯・交通安全課交通安全対策担当(TEL: 049-224-5721)

交通事故によって遺児となった(義務教育課程にある)児童・生徒に対し、交通遺児奨学金を支給します。

ひとり親家庭等学習支援事業 ⇒こども家庭課ひとり親支援担当(TEL: 049-224-5821)

児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭または養育者家庭の中学生を対象に、無料で学習支援員による学習指導(学習教室型(少人数授業) / 週1回2時間日安)や高等学校進学を目的とする進路相談(児童・保護者を対象)などを行います。募集などについては市ホームページをご確認ください。

※中学3年生の当該事業登録者は、模擬試験受験料の補助があります(上限6,000円)。

養育費・親子交流

養育費確保支援事業

⇒こども家庭課ひとり親支援担当 (TEL: 049-224-5821)

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に以下の補助を行っております。養育費の確保はこどもの健やかな成長に不可欠です。こどもの養育費確保のためにぜひご活用ください。

公正証書等作成費用補助	補助上限：43,000円	公証人手数料、調停の申立等に要した収入印紙代、郵便代、戸籍謄本等取得費用
裁判外紛争解決手続(ADR)*費用補助	補助上限：50,000円	ADRに係る申立手数料、期日手数料及び成立手数料に相当する費用
養育費保証契約締結費用補助	補助上限：50,000円	保証会社との養育費保証契約締結に要する経費のうち、初回保証料にあたる費用
養育費の受取に係る弁護士費用補助	補助上限：100,000円	強制執行に要した弁護士費用に該当するもののうち、報酬金分(養育費の受取開始後1年分に相当する額)

裁判外紛争解決手続(ADR)*

⇒かいけつサポート

裁判によることなく、法的なトラブルを解決する方法や手段などを総称する言葉です。弁護士会または法務大臣が認証した民間事業者等が実施するADRを活用して、養育費の取り決めや不払い解消、事情変更による増額・減額などについて話し合うことができます。



← 詳しくはこちらをご覧ください。
(かいけつサポートホームページ)

法テラス

⇒法テラス(TEL: 0570-078374)

国によって設立された、法的トラブル解決のための「総合案内所」です。経済的に余裕のない方には、無料法律相談や弁護士・司法書士費用を立て替える制度があり、養育費の確保などの支援を行います。



← 詳しくはこちらをご覧ください。
(法テラスホームページ)

養育費・親子交流相談支援センター

⇒養育費・親子交流相談支援センター

(TEL: 03-3980-4108) ※こども家庭庁委託事業

養育費や親子交流に関することについて、電話・メールによる相談を受け付けています。

【平日(水曜日を除く) 10:00~20:00、水曜日12:00~22:00、土曜日・祝日10:00~18:00】

埼玉県面会交流支援事業

⇒一般社団法人びじっと 離婚と子ども問題支援センター

(TEL: 045-263-6565) ※埼玉県委託事業

父母間のみで親子交流を実施することが困難な場合に、親子交流に関する相談や親子交流の支援を行います。

就労・自立支援

自立支援プログラム策定事業 ⇒こども家庭課ひとり親支援担当(Tel: 049-224-5821)

現在の生活状況・就業意欲等をお伺いする中で、就職・転職に向けたアドバイスや個々の状況に応じた自立支援計画を作成します。また希望に応じて就業支援専門員がハローワーク担当者との就業に関する面談のお手伝いをします。【月・火・水曜日 8:45~17:15】

自立支援教育訓練給付金 ⇒こども家庭課ひとり親支援担当(Tel: 049-224-5821)

資格取得のための指定講座を受講した場合、費用の60%相当額(上限・下限あり)を給付します。
※取得資格の選定を含め原則として、開講の2~3か月前から事前相談(要予約)及び自立支援プログラムの策定が必要です。

高等職業訓練促進給付金 ⇒こども家庭課ひとり親支援担当(Tel: 049-224-5821)

資格取得のための養成機関に入り、就業または育児と修業の両立困難な方に、支給します。
対象: 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士など
※取得資格の選定を含め原則として、志望する学校を受験する2~3か月前から事前相談(要予約)が必要です。

高卒認定試験合格支援事業 ⇒こども家庭課ひとり親支援担当(Tel: 049-224-5821)

ひとり親家庭の親及び児童(20歳未満)を対象に高等学校卒業程度認定試験の対象講座受講費用の軽減を図るため、給付金を支給します。詳細は市ホームページをご確認ください。

母子家庭等就業・自立支援センター ⇒こども家庭課ひとり親支援担当(Tel: 049-224-5821)

ひとり親家庭又は寡婦の方を対象に、就業支援専門員による就業・自立のための就業相談を受け付けています。個々の適正に応じた就業に関するきめ細かいアドバイス、求人情報・技能習得情報の提供、ハローワークに行く前の事前相談などを行います(予約制)。【月・火・水曜日 8:45~17:15】

求人情報の提供場所 ⇒下記にお問い合わせください。

フルタイム・ パート希望者	ハローワーク川越 【月~金曜日 8:30~17:15】	川越市豊田本1-19-18	TEL:049-242-0197
	ハローワーク川越マザーズコーナー 【月~金曜日 8:30~17:15】	川越合同庁舎1階	
	川越しごと支援センター 【月~金曜日 10:00~18:15】	U PLACE3階 (川越市民サービス ステーション内)	TEL:049-238-6700
	ジョブスポット川越 【月~金曜日 9:00~17:00】	川越市役所本庁舎1 階	TEL:049-224-6145
内職希望者	ウェスタ川越 市民相談室 【月曜日 10:00~11:30、 13:00~15:30】	ウェスタ川越3階	TEL:049-249-7855

各種相談

ひとり親相談 ⇒ ことも家庭課ひとり親支援担当(TEL: 049-224-5821)

ひとり親家庭の父母又は寡婦の方の様々な悩みや社会生活全般についての相談に、母子父子自立支援員が応じています(予約制)。【月～金曜日 8:45～17:15】

その他の相談窓口 ⇒ 相談日・時間等の詳細はお問い合わせください。

●一般・法律相談

一般・法律相談	一般相談や弁護士による法律相談など	広聴課市民相談担当(TEL: 049-224-5022)
---------	-------------------	------------------------------

●悩みごと相談

女性相談	家庭生活、夫婦関係など女性の悩み相談	男女共同参画課(TEL: 049-224-5723)
DV相談	配偶者や交際相手からのDVに関する相談 ※性別不問	川越市配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課内) (TEL: 049-224-5723)
カウンセリング ルーム	女性が抱えるこころの悩み、セクハラなど についての相談(予約制)	男女共同参画推進施設(ウエスタ川越3階) 予約専用(TEL: 049-224-5723)
心配ごと相談	日常生活における心配ごととの相談	川越市社会福祉協議会地域福祉課 (TEL: 049-225-7904)
自立相談支援 センター	家計や就労など生活の困りごととの相談	川越市自立相談支援センター (TEL: 049-293-9413)

●ことも・子育てに関する相談

教育相談	教育全般及び発達や就学にかかわること などの相談	川越市立教育センター第一分室(リベア) (TEL: 049-234-8333)
青少年 悩みごと相談	青少年に関する悩みごと、心配ごとなど についての相談	ことも育成課 (TEL: 049-224-5724)
児童相談所	こともについての様々な相談	川越児童相談所(TEL: 049-223-4152)
子育て相談	育児などに対する相談	子育て支援センター(TEL: 049-227-6176)
利用者支援事業 (基本型)	子育て全般、子育てに関する情報提供	子育て支援センター(TEL: 049-227-6855) 子育て世代包括支援センター (川越市民サービスステーション内) (TEL: 049-293-4238)
利用者支援事業 (特定型)	保育施設・保育サービスなどに関する相談	子育て世代包括支援センター (川越市民サービスステーション内) (TEL: 049-293-4238) 保育課(TEL: 049-224-6192)
ことも家庭センター (母子保健)	妊娠・出産・育児・発達に関する相談	母子保健課(総合保健センター内) (TEL: 049-229-4125) 子育て世代包括支援センター (川越市民サービスステーション内) (TEL: 049-293-4237)
ことも家庭センター (児童福祉)	こともに関する発達、ことば、家族関係など についての相談	ことも家庭課ことも相談第一・第二担当 (TEL: 049-224-5821)
障害児に 関する相談	こどもの発達に関する相談	川越市児童発達支援センター (TEL: 049-257-6940)